

令和7年 いわき市農作業労働賃金標準額表

いわき市農業委員会

福島さくら農業協同組合いわき統括センター

この標準額表は、本市の農業における一般的な作業について、その標準的な金額を定めたものです。作業の受委託に当たり、
当事者間で委託料を協議するための“目安のひとつ”としてご利用ください。



【請負労働作業】（消費税抜）					
作 業 名		標準額(円)	単位	摘 要	
水田作業	播 種 ・ 芽 出 苗		540	1箱	◎配送料を含む
	育 苗		770	1箱	◎個人育苗硬化まで ◎配送料は別途
	耕 起		6,000	10 a	◎ロータリー耕
			7,000	10 a	◎プラウ耕
	畔 ぬ り		55	1 m	◎散水は別途
	ブ ロ ード キャスター による施肥		900	10 a	◎1肥料1回 ◎運搬を含む
	溝 切 り		2,000	10 a	◎10aあたり3～4本
	代 か き		6,900	10 a	
	田 植		6,500	10 a	◎側条施肥の場合は500円増し ◎薬剤等の場合は500円増し (1剤あたり)
	防 除 (ドローン以外)		900	10 a	◎薬剤費は別途
	防 除 (ドローン)		1,500	10 a	◎薬剤費は別途 ◎50a以上の作業の場合
	あ ぜ 草 刈		3,000	1時間	◎自走式草刈機を使用の場合
	コンバイン		30,000	10 a	◎ワラ結束の場合 2,000円増し
	コンバインの内訳	刈り取り	19,000	10 a	◎倒伏の場合は話し合いによる
		乾 燥	8,000	10 a	
		運 搬	3,000	10 a	
	も み 摺		350	30kg	◎運搬を除く
	同 時	500	30kg	◎もみ摺・色彩選別機同時の場合	
		色彩選別機	300	30kg	◎専用持込みの場合
	く ず 米		100	30kg	◎計量と持ち帰りが条件 (放棄する場合は該当しない)
畑作業	耕 起	6,000	10 a	◎ロータリー耕	
果樹園作業	薬剤散布	3,000	10 a	◎スピードスプレーヤを使用の場合 ◎薬剤費は別途	
トラクターモアによる草刈り		8,000	1時間		

【雇用労働作業】（消費税は課税されません）				
作業名		標準額(円)	単位	摘 要
水田作業	手作業	1,000	1 時間	◎よせ植え、よせ刈りなど
	機械作業	1,300	1 時間	◎オペレーター料金
畑作業		1,000	1 時間	
果樹園作業	整枝剪定	1,300	1 時間	
	果樹一般作業	1,000	1 時間	

【最低賃金】（雇用労働作業に適用）

福島県 最低賃金(円)	955	1 時間	◎令和6年 10月5日発効
----------------	-----	------	------------------

【特記事項】

- 次のような場合は、当事者間で十分協議のうえ調整願います。
(注:この表は、10aの整理田を基準としております。)

(1) 労働能力(例:年齢や経験など)や圃場条件(山間部と平坦部、乾田と湿田、未整理田、土壌条件、農道の状況など)に差がある場合

(2) 燃料費の高騰など著しい経費の変動があった場合

(3) 農作業機械の長距離搬送など追加の経費が発生した場合

(4) 倒伏の程度が著しい場合

(5) この表に記載のない作業の受委託及び標準額が当てはまらない場合
- 課税売上高が1,000万円を超える場合は、請負額に別途消費税が加算されます。
- 令和5年10月1日以降の受委託については、受託者が適格請求書等(インボイス)の交付を求められる場合がありますので、ご留意ください。
- 雇用労働作業において、食事代(賄い費)は含みません。
- 雇用労働作業について、令和7年中に最低賃金が改定された場合は、改定後の最低賃金の額を下回らないよう対応をお願いします。

※農地・農業者年金・農政問題等については
お近くの農業委員及び農地利用最適化
推進委員にご相談ください。